

いじめ・不登校のない学校をめざして

～学校が好き！ 自分が好き！ 友だちが好き！～

「みんながいる・居場所がある・居心地の良い学級づくり」

I はじめに

いじめは、どの集団の中でも起こりうるものであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりえます。学校生活において、いじめの不安や苦痛にさいなまれることなく平穏に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消に向け、学校全体で組織的に対応していきます。

II 組 織

- いじめ不登校対策委員会
校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、いじめ不登校対策委員、学年主任、該当学級担任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、SC、SSWer など

III 未然防止のための措置

1 子どもや学級の様子を知るために

- 子どもたちと多くの時間を共有できることを大切にします。
- 生徒との日常的なやり取り、教育相談アンケートや学級集団アセスメント（通称：Q-U）などの実施、タブレット端末を活用して、悩みの早期発見と早期解決に努めます。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

- 教職員は、子どもたちの良きモデルとなるよう努めます。
- 教職員が互いに学級経営や授業、生徒指導等について気軽に話ができる風通しの良い職場作りを大切にします。
- 他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを大切にします。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

- いじめは、「相手の人権を踏みしめる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちが自分事として考え、理解を深められるよう努めます。
- 他人を思いやる心や人権意識を育み、「いじめ」に対し、「しない」、「許さない」という態度を身につけていけるよう働きかけます。

4 保護者や地域の方への働きかけ

- HP、学校・学年だより等による広報活動を行います。

IV 早期発見のための措置

1 教職員のいじめに気づく力を高めるために

- 一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り、尊重した教育活動を行います。
- 共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高め、信頼関係を築きます。

2 いじめ発見のきっかけ

- 教職員の情報共有を大切にし、早期発見に努めます。
- 学期に1回、「教育相談アンケート」を実施し、その内容を踏まえ、全生徒と教育相談を行います。
- 12月に「いじめアンケート」を実施し、事実の把握だけでなく、生徒の心理面についても把握します。

3 知っておくこと

- 客観的に状況を把握しにくい形態で行われていることを認識し、その指導にあたります。
- 「親に心配をかけたくない」、「自分はダメな人間だ」などといった心理が働くことを理解します。

4 心がけること

- 休み時間に、子どもたちの様子に目を配ります。
- 担任は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうなっているかを常に把握することに努めます。
- 日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境づくりを大切にしていきます。

5 相談しやすい環境づくりを進めるために

- 生徒の心身の安全を保証し、事実関係や気持ちを傾聴します。
- 話を聞くときは、他から目の届かない場所や時間を確保し、真摯に受け止めます。
- 即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築きます。

V いじめの解消に向けた組織的対応

1 いじめ発見時の緊急対応

- 早期対応として、いじめを認知した教職員は、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に指導を行います。あわせて、ただちに学級担任などに連絡し、管理職に報告します。いじめ不登校対策委員会にて、いじめであることを認定します。

2 いじめが起きた場合の対応

- いじめられた子どもに対しては、事実確認とともに、共感することで心の安定を図ります。また、家庭訪問等で保護者と面談し、判明した事実関係を伝えます。
- いじめた子どもに対しては、その時の気持ちや状況などについて十分に聞き、毅然とした態度で指導します。また、早急に保護者と面談します。
- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考えられるよう、意識を周りにも向けられるように促します。
- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行います。

3 重大事態への対応

- 重大事態が起きた場合は、直ちに関係機関に報告します。また、瀬戸市いじめ防止基本方針に従って、教育委員会の指示・指導を受けながら、早期解決に努めます。

VI ネット上のいじめへの対応

1 未然防止のために

- インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の事例を踏まえて、情報モラルに関する指導をします。
- 保護者の方に、子どもたちのパソコンやタブレット端末、スマートフォン等の使い方については、家庭においてもルールをつくり、使用していただけるよう働きかけます。
- 情報モラルに関する指導を行い、インターネット・SNSの特殊性を繰り返し丁寧に伝えていきます。

2 早期発見・早期対応のために

- ネット上の書き込みや画像等への対応に対しては、関係機関と連携し、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組みます。

VII その他

毎月の月初めに前月のいじめの報告書を市教育委員会に提出します。また、定期的に、いじめ不登校対策推進委員会を設け、各学年の現状報告やアンケートの検討、今後の取り組みなど話し合います。